

千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、県内医療機関等が、新型コロナウイルス感染症への対応として必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を行い、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を強化することを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、千葉県（以下「県」という。）とする。

(事業内容)

第3 国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱に基づき、県は、以下の事業を実施する。

1 入院患者受入協力金支給事業

(1) 内容

新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れる医療機関においては、人員体制の確保や院内感染対策のための負担が大きいことから、県から協力金を支給することで、入院医療体制の確保・拡充を図る。

(2) 対象者

県又は保健所設置市の要請により令和4年4月1日から令和4年7月31日までに新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした医療機関

2 夜間・休日患者受入体制整備事業

(1) 内容

夜間（18時から翌8時までをいう。）又は休日（千葉県の休日に関する条例（平成元年2月23日千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日をいう。）に新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保し、又は新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした医療機関に対し協力金を支給する。

(2) 対象者

県の依頼に基づき設置する輪番体制を構築する医療機関
あらかじめ受入可能日を県に報告し、受入体制を確保した医療機関
県又は保健所設置市の要請により新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした医療機関

3 自宅療養者等診療体制強化事業

(1) 内容

自宅等で療養している新型コロナウイルス感染症患者の症状が悪化する等、県又は保健所設置市が診療を必要と判断した場合に外来診療（電話等情報通信機器による診療を除く。）、往診、訪問看護を行った医療機関等に対し協力金を支給する。

(2) 対象者

県又は保健所設置市の依頼により新型コロナウイルス感染症患者の外来診療、往診を行った医療機関又はその医療機関の医師からの指示により訪問看護を行った訪問看護ステーション

4 病床確保支援事業

(1) 内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の届出が出されている新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）受入れのため確保した病床のうち空床となっているもの及び新型コロナウイルス感染症患者等受入れのために休床としたものに係る費用について補助を行う。

(2) 対象者

保健所設置市

県の依頼に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるため病床を確保する医療機関

5 医療従事者宿泊先確保支援事業

(1) 内容

新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療に携わる医療従事者が、基礎疾患を有する家族等と同居しているため帰宅することが困難な場合や患者対応に伴い業務が深夜まで及んだ場合に利用する宿泊施設の確保に係る費用に対して補助を行う。

(2) 対象者

新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療等に携わる医療従事者に対し、宿泊施設の確保を行う医療機関

6 医療機関設備整備補助事業

(1) 内容

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関及び発熱外来設置医療機関に対し、必要な医療資器材等を整備する費用について補助を行う。

- (2) 対象者
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関
帰国者・接触者外来設置医療機関
発熱外来設置医療機関（「千葉県発熱外来指定要綱」に基づき指定された発熱外来をいう。）
- 7 入院医療機関等消毒補助事業
 - (1) 内容
新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者用病床を一般病床に戻す際等に行う消毒費用について補助を行う。
 - (2) 対象者
新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等
- 8 感染症検査機関等設備整備事業
 - (1) 内容
新型コロナウイルス感染症の検査をするために必要な設備等を整備する費用について補助を行う。
 - (2) 対象者
保健所設置市
新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関
- 9 相談窓口設置事業
 - (1) 内容
発熱患者等新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受診調整や住民からの問合せ等、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置費用について補助を行う。
 - (2) 対象者
保健所設置市
- 10 外国人患者受入体制確保事業
 - (1) 内容
新型コロナウイルス感染症患者等である外国人の受け入れにあたり必要な、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するために必要な費用について補助を行う。
 - (2) 対象者
県が医療体制の確保について依頼した新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であり、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定含む）」である医療機関

(実施期間)

第4 第3に掲げる各事業の実施期間は令和4年4月1日からとする。

(事業の決定)

第5 本事業は、対象施設からの申請に対し、書類の審査等により決定する。
手続その他事業の実施に必要な事項は別に定める。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助対象とする経費、基準額、その他補助金の算定に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

1 入院患者受入協力金支給事業

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れる医療機関においては、人員体制の確保や院内感染対策のための負担が大きいことから、県から協力金を支給することで、入院医療体制の確保・拡充を図る。

2 対象者

県又は保健所設置市の要請により令和4年4月1日から令和4年7月31日までに新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを行った県内の医療機関（県又は保健所設置市が県内の医療機関のひっ迫等により、やむを得ず入院受入れを直接依頼した県外の医療機関を含む）

3 補助基準額

令和4年4月1日から令和4年6月30日まで 入院患者1人当たり500,000円

令和4年7月1日から令和4年7月31日まで 入院患者1人当たり300,000円

ただし、転院先への支給については、妥当性や合理性を欠く場合は対象外とする。

また、令和4年6月1日から、中和抗体薬等の投与に伴う健康観察を主な目的とした日帰り入院又は1泊2日の入院については、対象外とする。

4 補助率

10分の10

2 夜間・休日患者受入体制整備事業

1 事業内容

夜間（18時から翌8時までをいう。）又は休日（千葉県の子休日に関する条例（平成元年2月23日千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日をいう。）に新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保し、又は新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした医療機関に対し協力金を支給する。

2 対象者

(1) 輪番体制構築医療機関

県の依頼に基づき設置する輪番体制を構築する医療機関

(2) 患者受入体制確保医療機関

あらかじめ受入可能日を県に報告し、受入体制を確保した医療機関

(3) 入院患者受入医療機関

県又は保健所設置市の要請により夜間又は休日に新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした医療機関

3 補助要件

輪番体制等、受入体制を確保した医療機関は、受入要請があった場合速やかに受け入れること。

4 補助基準額

(1) 輪番体制構築医療機関 100,000円/回

(2) 患者受入体制確保医療機関 100,000円/回

(3) 入院患者受入医療機関 100,000円/人

※ 回数については別途定める。

※ (3)は(1)(2)に該当する機関は2人目以降が適用となる。

5 補助率

10分の10

3 自宅療養者等診療体制強化事業

1 事業内容

自宅等で療養している新型コロナウイルス感染症患者の症状が悪化する等、県又は保健所設置市が診療を必要と判断した場合に外来診療（電話等情報通信機器による診療を除く）、往診、訪問看護を行った医療機関等に対し協力金を支給する。

2 対象者

- (1) 県又は保健所設置市の依頼により新型コロナウイルス感染症患者の外来診療（電話等情報通信機器による診療を除く）、往診を行った県内の医療機関（県又は保健所設置市が県内の医療機関のひっ迫等により、やむを得ず外来診療（電話等情報通信機器による診療を除く）、往診を依頼した県外の医療機関を含む）
- (2) 県又は保健所設置市の依頼により新型コロナウイルス感染症患者の外来診療、往診を行った医療機関の医師からの指示により、新型コロナウイルス感染症患者の訪問看護を対面で行った県内の訪問看護ステーション（県又は保健所設置市の依頼を受けた医療機関の医師が県内の訪問看護ステーションのひっ迫等により、やむを得ず訪問看護を指示した県外の訪問看護ステーションを含む）

3 補助基準額

- (1) 外来・往診対応医療機関 平日の外来診療、往診 1 件当たり 50,000 円
夜間、休日の外来診療、往診 1 件当たり 100,000 円
- (2) 訪問看護ステーション 平日の訪問看護 1 件当たり 20,000 円
夜間、休日の訪問看護 1 件当たり 40,000 円

※ 夜間は 18 時から翌 8 時までとする。

※ 県又は保健所設置市から症状悪化時の対応に関して、同種の支援等を受けている場合は、本事業の対象外とする。

4 補助率

10 分の 10

4 病床確保支援事業

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等受入れのため確保した病床のうち空床となっているもの及び新型コロナウイルス感染症患者等受入れのために休床としたものに係る費用について補助を行う。

2 対象者

- (1) 保健所設置市（対象となる医療機関は（2）に限る）
- (2) 県の依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるため病床を確保する医療機関

3 補助条件

- (1) 空床数や重症度等について、毎日、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム「G-MIS」、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム「HER-SYS」、「D24H」で報告すること。
- (2) 県から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断らないこと。正当な理由なく患者を受け入れなかった場合には、病床確保料の返還又は申請の取下げを行うこと。
- (3) 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることとし、別に定める様式により、県に処遇改善内容の報告をすること。

4 対象経費

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等受入れのために確保した病床のうち空床となっている病床
現時点（フェーズ）における県からの要請に応じ、準備病床からの切り替えが完了している病床（即応病床）及び一定の準備期間内に即応病床とすることについて県と医療機関が調整している病床（準備病床）のうち、患者が実際に入院していない病床
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者等受入れのために休床とした病床
新型コロナウイルス感染症患者等受入れのためにやむを得ず休床するものと

して、県が認める病床で、患者が実際に入院していない病床

5 補助基準額

補助基準額は、以下（１）から（３）までのとおりとする。また、即応病床使用率（前３ヶ月間）が県の平均を当該平均の３０％を超えて下回る医療機関（例：平均が７０％の場合、４９％を下回るとき）については、以下（４）から（６）までのとおりとする。

なお、病床の機能と患者像に乖離がある等地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合は、この限りではない。

※ 休止病床については、即応病床１床当たり休床２床まで（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は休床４床まで）を補助の上限とする。

（１） 重点医療機関

ア 重点医療機関である特定機能病院等

（ア） 空床（１床当たり）

a	ICU内の病床	436,000円/日
b	HCU内の病床	211,000円/日
c	上記以外の病床	74,000円/日

（イ） 休床（１床当たり）

a	ICU内の病床	436,000円/日
b	HCU内の病床	211,000円/日
c	療養病床	26,000円/日
d	上記以外の病床	
	令和４年４月１日から令和４年６月３０日まで	84,000円/日
	令和４年７月１日より	74,000円/日

※ 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。

特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ３人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ１０人以上の月がある医療機関とする。

イ 重点医療機関である一般病院

(ア) 空床（1床当たり）

a ICU内の病床	301,000円/日
b HCU内の病床	211,000円/日
c 上記以外の病床	71,000円/日

(イ) 休床（1床当たり）

a ICU内の病床	301,000円/日
b HCU内の病床	211,000円/日
c 療養病床	26,000円/日
d 上記以外の病床	
	令和4年4月1日から令和4年6月30日まで 81,000円/日
	令和4年7月1日より 71,000円/日

(2) 協力医療機関（疑い患者病床分）

ア 空床（1床当たり）

(ア) ICU内の病床	301,000円/日
(イ) HCU内の病床	211,000円/日
(ウ) 上記以外の病床	52,000円/日

イ 休床（1床当たり）

(ア) ICU内の病床	301,000円/日
(イ) HCU内の病床	211,000円/日
(ウ) 療養病床	26,000円/日
(エ) 上記以外の病床	62,000円/日

(3) 協力医療機関（その他の確保病床分）・その他の医療機関

ア 空床（1床当たり）

(ア) ICU内の病床	97,000円/日
(イ) 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床	41,000円/日
(ウ) 上記以外の病床	16,000円/日

イ 休床（1床当たり）

（ア） ICU内の病床 97,000円/日

（イ） 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床 51,000円/日

（ウ） 療養病床 26,000円/日

（エ） 上記以外の病床 26,000円/日

（4） 重点医療機関

ア 重点医療機関である特定機能病院等

（ア） 空床（1床当たり）

a ICU内の病床 305,000円/日

b HCU内の病床 148,000円/日

c 上記以外の病床 52,000円/日

（イ） 休床（1床当たり）

a ICU内の病床 305,000円/日

b HCU内の病床 148,000円/日

c 療養病床 21,000円/日

d 上記以外の病床

令和4年4月1日から令和4年6月30日まで 62,000円/日

令和4年7月1日より 52,000円/日

イ 重点医療機関である一般病院

（ア） 空床（1床当たり）

a ICU内の病床 211,000円/日

b HCU内の病床 148,000円/日

c 上記以外の病床 50,000円/日

（イ） 休床（1床当たり）

a ICU内の病床 211,000円/日

b HCU内の病床 148,000円/日

c 療養病床 21,000円/日

d 上記以外の病床

令和4年4月1日から令和4年6月30日まで	60,000円/日
令和4年7月1日より	50,000円/日

(5) 協力医療機関（疑い患者病床分）

ア 空床（1床当たり）

(ア) ICU内の病床	211,000円/日
(イ) HCU内の病床	148,000円/日
(ウ) 上記以外の病床	36,000円/日

イ 休床（1床当たり）

(ア) ICU内の病床	211,000円/日
(イ) HCU内の病床	148,000円/日
(ウ) 療養病床	21,000円/日
(エ) 上記以外の病床	46,000円/日

(6) 協力医療機関（その他の確保病床分）・その他の医療機関

ア 空床（1床当たり）

(ア) ICU内の病床	68,000円/日
(イ) 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床	29,000円/日
(ウ) 上記以外の病床	11,000円/日

イ 休床（1床当たり）

(ア) ICU内の病床	68,000円/日
(イ) 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床	39,000円/日
(ウ) 療養病床	21,000円/日
(エ) 上記以外の病床	21,000円/日

※ 休床に係る病床単価のうち、「重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床」、「療養病床」、「令和4年4月1日から令和4年6月30日までの重点医療機関の上記以外の病床」、「協力医療機関・その他医療機

関の上記以外の病床」については、1床当たり10,000円の県独自上乗せを含む。

※ 休止病床については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた補助基準額を適用すること。

※ 保健所設置市から本事業内容と同種の支援を受けている又は受ける見込みのある場合は、保健所設置市を通して支給することとし、この場合、保健所設置市は県の支援額相当額を医療機関へ確実に支給するものとする。

※ 補助の対象となる病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者等以外の患者を受け入れてはならないものとする。

6 補助率

10分の10

5 医療従事者宿泊先確保支援事業

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等の入院に伴い診察や治療に携わる医療従事者が、基礎疾患を有する家族等と同居しているために帰宅することが困難な場合や、患者対応に伴い業務が深夜に及んだ場合に利用する宿泊施設の確保に係る費用について補助を行う。

2 対象者

新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療等に携わる医療従事者に対し、宿泊施設の確保を行う医療機関

3 対象経費

新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療等に携わる医療従事者の宿泊施設を確保するため、あらかじめ契約等により指定する宿泊施設の借上げに要する経費

4 補助基準額

宿泊に係る経費（1部屋当たり）13,100円/日

ただし、医療機関の実支出額が1部屋当たり13,100円/日を下回る場合、実費額とする。

5 補助率

10分の10

6 医療機関設備整備補助事業

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関、帰国者・接触者外来を設置している医療機関及び発熱外来設置医療機関に対し、必要な医療資機材等を整備する費用について補助を行う。

2 対象者

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関及び発熱外来設置医療機関（「千葉県発熱外来指定要綱」に基づき指定された発熱外来をいう。）

3 補助条件

(1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関

ア 県の依頼に基づき病床を確保していること。

イ 県から入院患者受入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。

(2) 帰国者・接触者外来設置医療機関

発熱相談センター（保健所）等からの受診調整に応じること。

(3) 発熱外来設置医療機関

発熱相談センター（保健所等）や発熱相談医療機関（「千葉県発熱相談医療機関指定要綱」に基づき指定された医療機関をいう。）からの受入要請があった場合や患者からの相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

4 対象経費

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関及び発熱外来設置医療機関が「5 補助基準額（上限額）」に列挙する機器等の整備をすることに要する経費

ただし、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関（重点医療機関を除く。）においては（1）から（6）まで及び（17）、重点医療機関においては、（1）から（6）まで及び（10）から（17）まで、帰国者・接触者外来設置医療機関及び発熱外来設置医

療機関においては（6）から（9）まで及び（17）を対象とする。

※ 特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすること。

5 補助基準額（上限額）

(1)	初度設備費	133,000円/床
(2)	人工呼吸器及び付帯する備品	5,000,000円/台
(3)	簡易陰圧装置	4,320,000円/床
(4)	体外式膜型人工肺及び付帯する備品	21,000,000円/台
(5)	簡易病室及び付帯する備品	実費相当額
	簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を行う病室をいう。	
(6)	簡易ベッド	51,400円/台
(7)	HEPAフィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)	905,000円/施設
(8)	HEPAフィルター付パーテーション	205,000円/台
(9)	簡易診療室及び付帯する備品	実費相当額
	簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療をいう。	
(10)	超音波画像診断装置	11,000,000円/台
(11)	血液浄化装置	6,600,000円/台
(12)	気管支鏡	5,500,000円/台
(13)	CT撮影装置等 (画像診断支援プログラムを含む)	66,000,000円/台
(14)	生体情報モニタ	1,100,000円/台
(15)	分娩監視装置	2,200,000円/台
(16)	新生児モニタ	1,100,000円/台
(17)	個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）	3,600円/人

※ 患者人数については、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム「G-MIS」等で県に報告した人数及び県の指示による人数を上限とすること。

- ※ 上記基準額に加えて、各機関の補助上限額等を以下のとおり定める。
- ア 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関（重点医療機関を含む）
補助上限額：72,000円/人（入院患者一人当たり）
 - イ 帰国者・接触者外来設置医療機関及び発熱外来設置医療機関
補助上限額：2,000千円/年（1施設当たり）

6 補助率

10分の10

7 入院医療機関等消毒補助事業

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者用病床を一般病床に戻す際等に行う消毒費用について補助を行う。

2 対象者

新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等

3 補助条件

県の要請により新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れ等を行うこと。

4 対象経費

新型コロナウイルス感染症患者用病床を一般病床に戻す際等に行う消毒費用

5 補助基準額

知事が必要と認める額

6 補助率

10分の10

8 感染症検査機関等設備整備事業

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症の検査をするために必要な設備等を整備する費用について補助を行う。

2 対象者

保健所設置市及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関

3 補助条件

新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を購入するための備品購入費であること。なお、対象施設に応じて、次の条件が付されるものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する医療機関等

- ア 県等から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。
- イ 県等との委託契約に基づき行政検査を実施した際には、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム「G-MIS」に検査数等を入力すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する民間検査機関

- ア 県内の衛生検査所における設備整備であること。
- イ 県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。

4 対象経費

保健所設置市及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が「5 補助基準額」に列挙する機器等の整備をすることに要する経費

5 補助基準額

- | | |
|--------------------------------|------------|
| (1) 次世代シーケンサー | 知事が必要と認める額 |
| (2) リアルタイムPCR装置 (全自動PCR検査装置含む) | 知事が必要と認める額 |
| (3) 等温遺伝子増幅装置 | 知事が必要と認める額 |
| (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置 | 知事が必要と認める額 |

6 補助率

10分の10

9 相談窓口設置事業

1 事業内容

発熱患者等新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受診調整や住民からの問合せ等、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置費用について補助を行う。

2 対象者

保健所設置市

3 対象経費

帰国者・接触者相談センターや発熱相談センター等、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置に要する経費

4 補助基準額

知事が必要と認める額

5 補助率

10分の10

10 外国人患者受入体制確保事業

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等である外国人の受入れにあたり必要な、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

2 対象者

県が医療体制の確保について依頼した新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であり、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定含む）」である医療機関

3 補助要件

県から外国人患者の受入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること、ただし、本事業は外国人専用病床の確保及び外国人患者の優先を求めるものではないことに留意すること。

4 対象経費

外国人患者の受入れにあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）

5 補助基準額（上限額）

10,000,000円/施設

6 補助率

10分の10